

「農地中間管理機構」による農地貸借業務の開始について

1 農地中間管理機構

- ・県は、平成26年3月19日、「農地中間管理事業の推進に関する法律（H25.12.5成立）」に基づき「農地中間管理機構（公益財団法人徳島県農業開発公社）」を発足させ、農業の生産性を高め、競争力を強化するために必要な「担い手への農地集積と集約化」を推進しています。

2 業務の開始

機構及び市町村において、次のとおり募集を開始します。

（1）農地の貸付け希望者

- 募集開始日 平成26年7月1日から
- 募集農地 農業振興地域内の農地
- 申請先 各市町村の受付（相談）窓口〔農業振興担当課〕
- 貸付者に対する支援

機構を通じて自作地を10年以上貸し付けるなど、一定の条件のもと、担い手への農地集積にご協力いただいた方には、貸し付け面積に応じた「協力金」が交付されます。

※経営転換協力金	0.5ha以下	30万円/戸
	0.5ha超2ha以下	50万円/戸
	2ha超	70万円/戸

（2）農地の借受け希望者

- 募集期間 : 平成26年7月1日から8月29日〔第1回〕
- 応募先 : 農地中間管理機構（公益財団法人徳島県農業開発公社）及び各市町村の受付（相談）窓口

3 今後の取組み

- ・9月以降、農地の「貸付け」と「借受け」の調整を行い、「農用地利用配分計画」を決定。
- ・11月～12月には、2回目の借受け希望者の募集を行う予定。